



言葉を見つめ直す

福崎西中学校2年
柴田幸来

先日、母がニュースを見てびっくりしたことがあったと教えてくれました。

それは、あるコンビニエンスストアが、下着の色の表記を「肌色」として発表しましたが、それは不適切だ、という意見が多く寄せられたため、品物を全て回収し、「ベージュ」に訂正したというニュースです。

その理由は、人種や個人で肌の色が異なるのに、特定の色を「肌色」としたからだそうです。母は、子供の頃からそう呼んでいたため、この呼び方について何の違和感もなかったのですが、これが差別用語になりかねないことに大変驚いたと

教えてくれました。このニュースの他にも、もっと驚いたことを教えてくれました。

飛行機に乗ったときによく耳にしていた機内案内の呼びかけに「レディース&ジェントルマン」があります。それが「ハローエヴリーワン」や「オールパッセンジャーズ」に変更されたことや、化粧品会社が「美白」や「ホワイトニング」という表現はしないなどです。他にも、ある雑誌では「主人」や「旦那」は使わず、「配偶者」や「パートナー」という表現に変更されたこと、ある役所の書類では、性別の欄に「男・女」に「その他」が付け加えられたことなどです。

私も母と同じく驚きました。小学生の頃から道徳の授業などで「差別はいけない」と学んできたので、自分は差別をすることはいいけないことだと分かってはいます。それなのに、

このニュースで気づかないうちに誰かを傷つけているかもしれない言葉があるのだと知りました。

以前、人権ポスターを描いた時にも、「人を傷つけるのは口から出た言葉」だというようなメッセージを入れしました。自分が気にしていることには敏感ですが、気にも留めていないことには気づかず、もしかすると知らないうちに人を傷つけてしまっているかもしれないかもしれません。今回のニュースを知るまで思いもしていませんでした。

ネット上では、今回の「肌色」のニュースに対して色々な意見に分かれています。この意見を見ていると本当に「難しいな」と感じました。でも、結局はどんな言葉を使っても、それを使う側に差

別する気持ちがあれば、その言葉が差別用語になり、聞く側にも不快な思いをさせてしまうと思います。

私の祖母がよく、「口から出る言葉は生きていくから、言ったことは自分に返ってくる。」と言っているのを思い出しました。言葉には言葉の魂（こころたま）があるということです。人の気持ちを理解することはとても難しいことですが、相手に思いやりをもって接するということが大切だと思いました。今回のニュースをきっかけに、改めて日々使う言葉を見つめ直すことができました。

私は、思ったことをすぐに言葉にしてしまうので、これからは言うて良いことなのかよく考えてから話そうと思いました。



福崎東中学校3年
上杉このみ



福崎小学校1年 粟田遙介



田原小学校3年 岡本真寛



八千種小学校2年 城谷海理

人権標語

笑顔をつなげよう

チエーンスマイル

田原小学校4年

埴岡悠力

一人じゃない きみはだれかの
たからもの

福崎小学校3年

金澤祐之介

一人一人 違うからこそ
助け合おう

福崎西中学校3年

古瀬麻由里

笑い合い つなげていこう
笑顔の輪

福崎東中学校3年

松岡秀仁

生活科学 センター だより

法テラスの民事扶助制度を知っていますか？

【事例】

3年前突然脳梗塞を発症し、その後遺症で介護が必要な夫に、以前利用した消費者金融の返済が滞り、約100万円残っているという内容の書類が裁判所から届いた。今は夫婦とも国民年金しか受給しておらず、弁護士に依頼するお金もない。どうすればよいか。
(60代女性)

【アドバイス】

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用などを立て替え、後に分割で支払うことのできる法テラスの民事法律扶助制度があることを案内しました。

法テラス（日本司法支援センター）とは、だれでも法的なトラブルの解決に必要な情

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



報やサービスの提供を受けられるよう国によって設立された公的な法人です。

借金、離婚、相続、労働問題・・・様々な法的トラブルを抱えてしまったとき、誰に相談すればいいのか、どんな解決方法があるのかなどわからないことも多いはず。こうした問題解決への道案内をするのが「法テラス」の役目です。

法テラスでは、
①利用者からの問い合わせ内容に応じてトラブル解決に役立つ情報を無料で提供しています。
②「民事法律扶助制度」があります。

経済的に余裕のない人が法的トラブルに遭った時に、無料で3回まで相談できます。また、内容により弁護士・司法書士に依頼が必要な場合には、その費用を立て替える制

度です。「経済的に余裕がない人」にあたるかどうかは収入や預貯金額で決まります。生活保護を受けている場合は、立て替え費用を返済しなくてよい償還免除制度があります。また、生活保護と同等と認められれば償還免除をうけることができるケースもあります。

事例のご夫婦の場合も、法テラスに償還免除になるかどうかの審査を受けるための申請をすることになりました。法的トラブルは、こじれてしまつてからでは解決に時間がかかり、経済的、精神的な負担も大きくなります。できるだけ早い段階で法律相談を受け、トラブルを未然に回避することが大切です。



「政府広報オンライン」より

マイナンバーカードを作りませんか？

住民生活課でカード写真の無料撮影をしています
ぜひご利用ください

〈申請に必要な書類〉

- ・個人番号通知カード
- ・本人確認書類
(1点でよい物)
 - ・免許証
 - ・パスポート
 - ・障害者手帳
 - ・国家資格証 など
- (2点必要な物)
 - ・健康保険証
 - ・介護保険証
 - ・医療証
 - ・学生証
 - ・母子手帳
 - ・年金手帳
 - ・年金証書 など

カード関連グッズを
プレゼント中！



問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係 (内線371)

神崎郡消費生活中核センターでは、弁護士・司法書士への相談を案内する際、制度の説明や相談者の希望や状況を伺いながら相談内容を整理し、相談がスムーズにいくよう案内させていただきます。
一人で悩まず、どうぞ気軽にご相談ください。
法テラス ☎0570・078374

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時
(月曜日は休館日)

新型コロナウイルスワクチン接種



追加（3回目）接種のお知らせ（令和3年12月24日時点）

◎65歳以上で、意向確認票で接種を希望した人

- 1月11日以降、接種日が近くなった人から順次接種券を送付します。
接種日時、場所、ワクチンの種類等を記載した予約票を同封していますのでご確認ください。
- 予約の内容で、ワクチン接種を受けましょう。予約変更は、コロナコールセンターへ。

◎18歳から64歳の人

- 2月1日以降、接種可能日の1～2か月前に順次接種券を送付します。
- 接種券が届いたら、お手元に接種券を用意して、まず予約してください。2回目接種完了日から8か月後の同日（8か月目に同日がない場合は翌月の1日）から接種ができます。

予約方法

①スマホ・パソコンからインターネット予約（24時間受付）

「福崎町新型コロナワクチン予約システム」<https://vaccines.sciseed.jp/fukusaki>

②電話予約（福崎町新型コロナワクチンコールセンター）

※町外の医療機関、職域接種で接種する場合は接種場所の指示に従って予約してください。



接種完了日はVRS（ワクチン接種記録システム）の情報で把握します。2回目接種完了後7か月目になっても接種券が届かない人は、保健センターへお問い合わせください。

◎初回接種（1・2回目接種）を希望する人、65歳以上で意向確認票の返送がまだの人

福崎町コロナワクチンコールセンターにご相談ください。

相談先：福崎町新型コロナワクチンコールセンター

☎23-0567（月～金 8:30～17:15）

福崎町保健センター ☎22-0560（土 8:30～17:15）

**発熱等があれば
まずはかかりつけ医に
電話で相談を!!**

相談先に迷う場合は、下記へ連絡してください。

平日 9時～17時30分	中播磨健康福祉事務所 （福崎保健所） ☎0790-22-1234
夜間・土日祝日 17時30分～9時	新型コロナ健康相談 コールセンター ☎078-362-9980

「障害者控除対象者認定書」 の交付について

65歳以上の人は、障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定の状況によっては障害者控除の対象となる場合があります。

障害者控除には『特別障害者控除』と『障害者控除』があり、各年12月31日時点での要介護度と、認定調査票の内容（高齢者日常生活自立度）をもとに判定します。

障害者控除を受けるためには、確定申告時に「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、事前に申請をしてください。認定された人には、後日「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者控除判定基準表

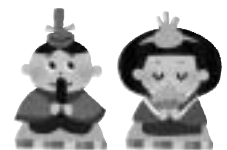
要介護4・5	『特別障害者控除』の対象となります。
要介護3	認定調査票の高齢者日常生活自立度により、『特別障害者控除』か『障害者控除』どちらかの対象となります。
要介護2以下	認定調査票の高齢者日常生活自立度により、『障害者控除』の対象となる可能性があります。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線364）

三木家住宅

「わが家の雛人形展」出品者募集

三木家住宅で行う「わが家の雛人形展」に出品を希望される方を募集します。町民のみなさん愛蔵の雛人形を飾る催しです。ぜひご応募ください。



展示期間 2月11日（金・祝）～3月21日（月・祝）

*三木家住宅の公開日は土・日・祝日のみ

飾り付け 2月5日（土）～2月10日（木）

片付け 3月22日（火）～27日（日）

応募条件 ご家庭の雛人形を飾っていただける福崎町民で、飾り付け・片付け（搬入・搬出）を上記期間内にご自分でしていただける方。

応募方法 1月25日（火）までに、社会教育課（内線257）へ電話でご連絡ください。

*募集する雛人形は10組程度で、申込み多数の場合は先着順とします。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書（電子版）

スマートフォンから証明書が取得できるようになりました

新型コロナウイルスワクチン接種証明書（電子版）は、専用アプリから申請・取得し、スマートフォン上で接種証明書を表示することができます。また、日本国内用と海外用が取得可能で、スマートフォン等で読み取ることができる二次元コードが記載されます。

【電子版の申請に必要なもの】

- ①スマートフォン（iOS13.7以上もしくはAndroid8.0以上）
※マイナンバーカードが読み取れる（NFCTypeB対応）端末が必要です。
- ②マイナンバーカード
- ③マイナンバーカードの券面事項入力補助用暗証番号（カード受取の際に設定した4桁の数字）
- ④パスポート（海外用を発行する場合のみ）

アプリの情報については、デジタル庁のウェブサイトをご確認ください。
右のQRコードからもアクセスできます。

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>



～窓口でも日本国内用の証明書（紙）を交付します～

マイナンバーカードやスマートフォンを持っていないなどで電子版の接種証明書を取得できない人には、引き続き、健康福祉課窓口で紙の証明書を交付します。紙の証明書も電子版と同様に日本国内用と海外用が取得できるようになり、二次元コードも記載されます。

【窓口での申請に必要なもの】

- ①申請書 ※健康福祉課窓口または福崎町ホームページで取得できます。
- ②接種済証（接種券の右側）又は接種記録書（医療従事者等で先行接種をした人に渡されるもの）
- ③本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の住民票上の住所が記載されているもの）
- ④パスポート（海外用を発行する場合のみ）

接種済証も日本国内での接種証明書として利用できます

日本国内での接種証明については、上記の電子版や紙の接種証明書の他、ワクチン接種後にお渡しした「接種済証」や「接種記録書」も証明書として利用できます。

<p>接種券</p> <table border="1"> <tr> <th>券種</th> <th>2</th> <th>ワクチン種類</th> <th>1</th> <th>国産</th> </tr> <tr> <td>接種券</td> <td>00000000</td> <td>123456</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>券番号</td> <td colspan="4">1234567890</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="4">漢字 姓</td> </tr> </table> <p>QRコード (QR)</p>	券種	2	ワクチン種類	1	国産	接種券	00000000	123456			券番号	1234567890				氏名	漢字 姓				<p>予診のみ</p> <table border="1"> <tr> <th>券種</th> <th>1</th> <th>予診のみ</th> <th>1</th> <th>国産</th> </tr> <tr> <td>接種券</td> <td>00000000</td> <td>123456</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>券番号</td> <td colspan="4">1234567890</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="4">漢字 姓</td> </tr> </table> <p>QRコード (QR)</p>	券種	1	予診のみ	1	国産	接種券	00000000	123456			券番号	1234567890				氏名	漢字 姓				<p>新型コロナウイルスワクチン 接種済証(国産) Certificate of Vaccination for COVID-19</p> <p>1回目</p> <p>接種券番号: 00000000 接種日: 2022年 接種場所: 福崎町工ルゾホール</p> <p>2回目</p> <p>接種券番号: 00000000 接種日: 2022年 接種場所: 福崎町工ルゾホール</p> <p>氏名: 漢字 姓 住所: 00000000 000-0000 生年月日: 0000.00.00</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種記録書 Record of Vaccination for COVID-19</p> <p>接種済証</p> <p>氏名: 姓 漢字 住所: 00000000 000-0000 生年月日: 0000.00.00</p> <p>接種済証は、接種済証の裏面に記載されたQRコードを読み取り、接種記録書として利用できます。</p> <p>接種済証の裏面に記載されたQRコードを読み取り、接種記録書として利用できます。</p>
券種	2	ワクチン種類	1	国産																																							
接種券	00000000	123456																																									
券番号	1234567890																																										
氏名	漢字 姓																																										
券種	1	予診のみ	1	国産																																							
接種券	00000000	123456																																									
券番号	1234567890																																										
氏名	漢字 姓																																										

【問い合わせ先】健康福祉課 ワクチン接種証明書担当

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、その影響に苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、0歳～高校3年生の子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。

◇支給対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象となる児童（新生児）

◇支給対象者 支給対象児童（①～③）の保護者のうち主たる生計維持者

（児童手当（特例給付を除く）受給、もしくはそれに準ずる対象者）

※特例給付…児童手当受給者のうち所得限度額以上と判定された人に対する手当
（児童1人あたり月額5,000円）

◇支給額 児童1人につき10万円

◇給付金の支給手続き

1. 令和3年9月分の児童手当の受給者 ⇒申請は**不要**です。（12月27日振込済み）
2. 上記以外の人（令和3年10月分以降の児童手当の対象となる児童の保護者、高校生のみを養育している人、公務員等） ⇒申請が**必要**です。

※申請書に振込先口座などを記入して必要書類とともに直接または郵送で提出

◇申請受付期限 令和4年3月31日（木）

◇問い合わせ先 住民生活課（内線374）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

◇支給対象者 次の①、②の両方に当てはまる人（ひとり親世帯分の給付を受け取った人を除く）

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の人、または、令和3年1月1日以降の収入が急変して住民税非課税相当の収入となった人（家計急変者）

◇支給額 児童1人につき5万円

! 申請がまだの人はお急ぎください

◇給付金の支給手続き

1. 児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人 ⇒申請は**不要**です（振込済）
2. 上記以外の人（高校生のみ養育している人、収入が急変した人）

⇒該当すると思われる人は、ご相談ください。

◇申請受付期限 令和4年2月28日（月）

◇問い合わせ先 住民生活課（内線374）

新成人のみなさんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手がなくなったりと、きなどに、働いている世代みんなでも支えようという考えで作られたしくみです。

20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられ、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

日本国内に住居のある20歳から60歳までの人が加入して保険料を納める制度です。第1号被保険者の令和3年度の保険料額は月額16,610円です。

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や加入者が死亡したときの遺族年金があります。

保険料が猶予・免除される制度

★学生納付特例制度
学生の方は、所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

★保険料免除制度・納付猶予制度

収入が少ないために保険料の納付ができない場合、申請をすれば納付が猶予・免除となる制度があります。申請をしないまま保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、障害年金を受け取ることができなくなったりする事態を招きます。保険料の納付が困難になったときには、免除や猶予の制度を利用しましょう。

問い合わせ先

姫路年金事務所 ☎079・224・6382
住民生活課（内線371）